

議案第105号

川崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(川崎市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第35条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、保険料の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあった保険料の額を控除した額とする。

第35条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときその他特に必要があると認めると

きは、延滞金を減免することができる。

第36条第1項中「ときは、」の次に「納期限後20日以内に」を加える。

附則第11項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 11 第35条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、保険料の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあった保険料の額を控除した額とする。

第6条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、

又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

附則第3項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

3 第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(川崎市介護保険条例の一部改正)

第3条 川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、保険料の一部につき納付があつたときは、その納付

の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあった保険料の額を控除した額とする。

第15条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 4 市長は、納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

附則第30項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 30 第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条中第35条ただし書を削り、同条に後段を加える改正規定、同条に3項を加える改正規定及び第36条第1項の改正規定、第2条中第6条ただし書を削り、同条に後段を加える改正規定及び同条に3項を加える改正規定並びに第3条中第15条ただし書を削り、同条に後段を加える改正規定及び同条に3項を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の川崎市国民健康保険条例附則第11項の規定、第2条の規定による改正後の川崎市後期高齢者の医療に関する条例附則第3項の規定及び第3条の規定による改正後の川崎市介護保険条例附則第30項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

保険料の延滞金の割合の特例を見直すこと等のため、この条例を制定するものである。